

平成27年11月26日

保険医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション 様

神奈川県国民健康保険団体連合会

医療費助成事業（被用者保険分）の請求先変更に係る取り扱いについて（お知らせ）

本会審査支払業務につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件については、県内市町村並びに社会保険診療報酬支払基金神奈川支部（支払基金）からお知らせをしていますが、本会からもこのことについて、次のとおりお知らせします。

1 医療費助成事業（被用者保険分）の請求先変更及び変更月について

現在、県内市町村が実施する被用者保険分（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）の医療費助成事業分の請求は、本会に紙明細書でご提出いただいておりますが、平成28年4月請求分から、公費併用明細書として支払基金に請求先が変更となります。

なお、国保分と医療費助成事業分の公費併用明細書は、従来どおり国保連合会にご請求ください。

2 三者併用（包括請求※）請求の取り扱いの変更について

平成28年4月請求分（平成28年3月診療分）から、患者負担額のある国の公費負担医療と市町村の実施する医療費助成事業の三者併用請求については、医療機関等の窓口における被保険者の自己負担分の支払いは、原則不要となります。（現在は保険者での償還払い）

これに伴い、明細書の記載方法が一部変更となります。詳細については、本会ホームページに「医療費助成事業（地単公費）を利用した包括請求事例について」を掲載しましたので、ご参照ください。（掲載場所は、本会HPトップページ、請求上の重要なお知らせ）

なお、医療費助成事業で一部負担金が発生する自治体及び事業があります。その場合、窓口での一部負担金が発生しますのでご注意ください。該当となる事業は、座間市重度障害者医療費助成事業、湯河原町ひとり親家庭等医療費助成事業、川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業の3市町村3事業です。（平成27年11月現在）

※包括請求とは、国保、国の公費負担医療及び医療費助成事業（地方単独事業）の三者併用のとき、国の公費負担医療で発生する患者負担額を医療費助成事業が現物給付する請求のことを指します。

3 その他

平成28年4月以降、次の事例は本会において取り扱いができませんので、実施者である各市町村にお問い合わせください。

①平成28年2月診療以前の医療費助成事業（被用者保険分）分の請求（月遅れ請求）

②保険医療機関等から医療費助成事業（被用者保険分）分の請求取り下げ依頼

※その他、請求上の取り扱い等の詳細については、平成28年2月を目途に本会ホームページに掲載しますので、ご参照ください。

問い合わせ先 神奈川県国民健康保険団体連合会
介護福祉部福祉事業課福祉事業係
TEL 045-329-3472